

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 柴田 弘典
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月13日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	A R E ホールディングス株式会社
証券コード	5857
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	メーブル合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 嶋田 祐輝
電話番号	03-6775-1326

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月5日
訂正箇所	株券等保有割合の欄外注記

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年3月5日現在）	V	86,853,534
上記提出者の株券等保有割合（％） $(T / (U+V)) \times 100$		7.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.17

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年3月5日現在）	V	86,853,534
上記提出者の株券等保有割合（％） $(T / (U+V)) \times 100$		7.17
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		7.17

下記「（5）当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に記載した新株予約権証券に係る新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、100,000米ドルを1株当たり行使価額である21.47米ドルで除した数（但し、2個以上の新株予約権が同時に行使される場合には、100,000米ドルに行使される新株予約権の個数を乗じた金額を1株当たり行使価額で除した数）です。新株予約権証券の「数量」の欄には、取得又は処分の対象となる新株予約権のすべてが同時に行使されたと仮定し

て算出した株式の数を記載しておりますが、かかる新株予約権の行使は、実際には同日中に複数回に分けてなされており、したがって取得の対象となる株券（普通株式）の「数量」の欄には、新株予約権の行使により実際に発行又は交付された株式の数を記載しております。